

# 平成28年度京都支部事業計画(案)

平成 28 年度 事業計画（京都支部）（案）

項目	実施内容等
<p><u>基本方針</u></p> <p>1. 保険運営の企画</p>	<p><u>「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質の効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」に対し、それぞれの目指すべき姿に向けて、目標を設定し取り組む。また、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会からの直接的な働きかけを強化する。</u></p> <p>(1) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>①ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】</li> <li>・薬剤師会、行政等と連携した普及促進事業の実施</li> <li>・加入者アンケートの実施</li> <li>・地域ごとの使用状況の分析</li> </ul> <p>・上記の検証結果の広報及び医師会・薬剤師会、行政等関係機関への情報提供</p> <p>②事業主に対する調査権の積極的な活用による現金給付の審査の強化</p> <p>③レセプト点検の実施</p> <p>④データヘルス計画の着実な実施</p> <p>⑤京都府や保険者協議会等における他の保険者と連携した医療費適正化総合的対策の立案・実施</p> <p>⑥協会のデータを活用し、各種協議会など、京都府、各市町村の医療政策・介護政策の立案への参画、意見発信          (京都府医療審議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、京都府医療保険者協議会、京都府後期高齢者医療協議会、京都健康長寿推進府民会議、京都市民健康づくり推進会議、国民健康保険運営協議会、地域・職域連携会議、各保健所等)</p> <p>(2) 地域医療への関与</p> <p><u>地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。</u></p> <p>①医療審議会や地域医療構想調整会議（丹後医療圏、乙訓医療圏、山城南医療圏）等の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信</p> <p>②医療保険者協議会を通じ、他保険者と連携・共同した意見発信（28年度前半、京都府の地域医療構想への意見取りまとめ）</p> <p>(3) 調査研究の推進等</p> <p><u>外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報を収集・分析し事業計画に反映する。</u></p> <p>①連携協定に基づき、京都府が実施する地域の医療費や生活習慣病リスクの分析について協力し、相互に又は共同して事業へ反映</p> <p>②地域や業種別などの医療費・健診データを分析し、加入者、中小企業等関係団体、行政機関、医療関係団体へ展開し、存在感を高め、中小企業関係団体との健康経営推奨の協力関係を強化</p>

(4) 広報の推進

健康保険制度をはじめ、保健事業、医療費適正化対策事業等、保険者機能を発揮した協会の取り組みを加入者・事業主へ周知する。

① 広報誌による情報発信（健康保険きょうと 年 12 回、社会保険きょうと 年 12 回）

② 任意継続・限度額適用認定申請等、加入者にとってメリットのある制度の認知度の向上を図る  
・タイムリーな制度周知を図り、スムーズな手続きを促進するための申請セットを作成

③ 資格喪失後受診防止のための広報強化

・医療機関への加入者向け啓発ポスターの配布、専用チラシの作成

④ 法律改正、制度周知、保険料率等について、医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報を実施

⑤ メールマガジンの登録者数の拡大、タイムリーな情報発信【登録者数目標 300 件増（平成 27 年 5 月現在 1,700 件）】

(5) 健康保険委員の活動強化・委嘱拡大

協会と事業主・加入者との橋渡し役として、健康保険事業等に対する理解を深め、加入者からの相談や助言、健康経営等健康保険事業の推進に協力いただく。

① 広報誌の定期発行【京都だより年 4 回】、委員専用メールマガジン【毎月】、年金委員との合同研修会【年 2 回】

② 委員委嘱数を増やす【28 年度末目標：1,600 人（H27.11 現在委嘱者数 1,369 人）】

③ 表彰の実施【年 1 回】

④ 専用パンフレット（保存版）の送付事業【年 1 回】

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取り組み

さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進

① 「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を反映したサービス改善の実施【満足度調査…27 年度実績を上回る】

② 健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から 10 営業日以内の着実な支払の実施

【達成率・100%（26 年度 100%）】

③ 任意継続制度の普及促進を図るため、「任意継続おてがる申請セット」を区役所等に設置、更なる設置場所の拡大を図る

④ 申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進【郵送化率…27 年度実績を上回る（26 年度 80.4%）】

⑤ 任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進

⑥ 事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底【強化月間年 2 回】

(2) 高額療養費制度の周知

① 保険医療機関等と連携し、申請セットを活用した限度額適用認定証の使用促進

② 高額療養費の未申請者に対する申請手続き勧奨の継続的な実施

(3) 窓口サービスの展開

① 日本年金機構内の協会窓口サービスの継続実施（京都南・京都西の 2 事務所）

②郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口における職員配置等の見直し

③受付専用ボックスの設置等による待機時間の解消

(4) 被扶養者資格の再確認

日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底【被扶養者状況リスト提出率…前年度を上回る(27年度10月末現在87.1%)】

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

①多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び必要に応じた施術者に対する文書照会の実施【27年度上期実施率33.6%】

②柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化

③支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底

(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

①不正請求の疑いのある申請等に対して、保険給付プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じ事業所への立入検査の実施と不正請求防止のための審査強化【立入検査：年間24件(27年度上期11件申請)】

②事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知

③日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施(連絡調整会議年2回)

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

①添付書類の精査や海外の医療機関等に対する文書照会等の実施による審査強化

②翻訳業務委託を活用した審査強化

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

①資格喪失後の保険証未返納者に対して計画的な返納催告による積極的な回収の実施

【証回収率…27年度実績を上回る(26年度96.7%)】

②保険証回収率の低い事業所に対する訪問による指導(27年11月末現在実施件数19事業所)

(9) 効果的なレセプト点検の推進

①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施(内容点検)

・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施(レセプト約70万枚/月)

・毎月、レセプト点検員会議を開催し、点検効果の検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討

②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額を引き上げ(内容点検)【目標効果額8,300万円(27年度実績見込み8,260万円)】

・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進

・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションを向上させ、また、点検員の勤務成績に応じ、適正に評価

・他支部、他保険者のレセプト点検担当者との情報交換により点検技術を向上

- ③レセプト内容点検業務の一部外注化の実施（内容点検）
- ・協会内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用、点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る
- ※①～③【目標内容点検効果額、目標実質査定額 172 円/人（27 年度見込み 170 円）】
- ④資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施（資格点検）
- ・資格データとレセプトデータの突合により、不突合が判明した場合は、速やかに医療機関へ返戻
  - ・資格喪失後受診については、資格点検後速やかに医療機関に照会を行い、レセプトの返戻又は医療費の返納措置を実施
- 【目標資格点検効果額 2,500 円/人（27 年度見込み 2,480 円）】
- ⑤負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化（外傷点検）
- ・業務上の疑いのあるものは、労災保険への切り替え、交通事故等第三者行為によるものは、第三者行為傷病届の案内を実施
  - ・第三者行為によるものは、速やかに損害賠償請求権を代位取得して、症状が固定次第、求償の交渉にあたる
- 【目標外傷点検効果額 430 円/人（H27 年度見込みは 415 円）】
- ⑥社会保険診療報酬支払基金と事務打合の原則月 1 回開催の維持と内容の充実
- ・レセプトの審査について、他支部の事例も参考に協議
- ⑦近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施
- ・レセプト等で不正請求の疑義がある場合、速やかに対処するとともに厚生局に情報提供
- 【27 年度情報提供数：レセプト 0 件、柔道整復 2 件】
- (10) 積極的な債権管理回収業務の推進
- ①徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施（最終催告 6 か月の維持）
- ②不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数 30 件以上】
- ③債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施【目標件数 480 件以上、訪問催告 120 件以上】
- ④債権回収強化月間（10～11 月）による効果的かつ効率的な債権回収の実施
- ・前年度までに最終催告を行い、納付がない者について、再分類を行ったうえで、個別催告を実施
- ⑤損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める
- 【目標債権回収率 70.0%（H27 年度見込み 70.0%）】

### 3. 保健事業

- (1) 健診…加入者計【受診対象者数：380,158 人、目標実施者数：227,222 人、目標実施率：59.8%】
- ①被保険者（40 歳以上）【受診対象者数 277,819 人、目標実施者数 194,473 人、目標実施率 70.0%（27 年度見込み 56.7%）】
- ・生活習慣病予防健診【目標実施率 63.0%、目標実施者数 175,026 人】
  - ・事業者健診データ【目標取得率 7.0%、目標取得者数 19,447 人】
    - ア、健診機関を拡大し、受入枠を 21 万人に増加
    - イ、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨
    - ウ、個別訪問や専門機関等への委託による事業者健診データの取得推進
- ②被扶養者（受診対象者数 102,339 人）

- ・特定健康診査【目標実施率 32.0%、目標実施者数 32,749 人 (27 年度見込み 19.4%)】
  - ア、無料健診・ミニドック健診の拡大【目標受診者数 27,000 人】
  - イ、協会主催によるオプション検査付集団健診の拡大【目標受診者数 1,800 人】
  - ウ、市町村とのがん検診同時受診の拡大に向けた取組み強化
  - エ、京都府保険者協議会等と連携した特定健診の啓発活動の継続 (ポスターによる公共交通機関等での周知等)

(2) 保健指導…加入者計【実施対象者数:41,515 人、実施者数 4,109 人、目標実施率 9.9% (27 年度実施率見込み 6.3%)】

①被保険者(実施対象者数: 38,895 人)

- ・特定保健指導【目標実施率: 10.2%、実施者数 3,967 人、(27 年度実施率見込み 6.5%)】

(内訳) 協会保健師実施分 6.7%(実施者数: 2,605 人)

アウトソーシング分 3.5%(実施者数: 1,362 人)

ア、外部委託機関の拡大

イ、中断率の改善に向けて保健師・管理栄養師のスキルアップ

ウ、既存外部委託機関に対する実績評価、意見交換会の実施

②被扶養者(実施対象者数: 2,620 人)

- ・特定保健指導【目標実施率 5.0%、目標実施者数 131 人 (27 年度実施率見込み 2.5%)】

ア、外部委託機関の拡大

イ、集団健診会場での保健指導実施の推進

(3) データヘルス計画【目標: 29 年度に向け健診リスク保有率減少、被扶養者の特定受診率の拡大】

①「健康経営」の導入を図り、職場を中心とした「ヘルスコミュニケーション」の推進

②「事業所健康度診断」、「血管年齢測定機レンタル」、「出前健康講座」等の活用による事業所への「健康経営総合提案」を強化

③健康保険委員事業所を中心とした「健康経営推進事業所」への登録促進更に、「きょうと健康づくり実践企業認証制度」への登録へ進展を図る

(4) 重症化予防事業

①未治療者へ重症化予防に向けた受診勧奨文書の送付

②腎臓病(CKD)重症化予防に向けた保健指導の実施

#### 4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運用と意識改革推進

①組織運営体制の強化

事業計画、組織目標をより浸透させるために、「方針発表会」、「目標設定会議」などの機会を設定し、上位から下位への目標連鎖をより強化

②協会の理念を実践できる組織風土・文化の醸成

協会のミッションや目標を徹底するため、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・

文化の醸成に向け、支部内の情報共有化を推進するとともに総合力の強化を図る

③新人事制度の適切な運用

協会の理念実現に向けて創造的かつ意欲的な業務を行い、高い実績をあげた職員を適正に評価

④コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の開催、研修等により、その遵守を徹底する。個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限の適切な付与、パスワードの適切な管理を点検し徹底する

⑤リスク管理等の徹底

事務処理誤り、災害発生時の対策等、各種リスク管理体制に基づき、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検、検証、訓練を実施

(2) 人材育成の推進

協会職員に求められる人材育成の推進。(創造とチャレンジ、協働、専門性、加入者本位、安心と信頼)

①新人事評価制度により明確化される等級ごとの職員の役割を浸透

②新人育成支部を標榜し、新規採用者の育成に積極的な取り組みを実施

③本部研修への参加及び研修受講者からの伝達研修により、受講者の指導・育成能力の向上とともに支部職員の資質向上を促進

④お客様満足度向上や職員の資質向上を目指した支部独自研修の実施

⑤他支部と共同した研修の実施

⑥クロスミーティングと目標管理制度を連動させ、目標達成に向けての創意工夫による改善を通じ、個人単位での創造的活動を拡大

(3) 業務改革の推進

業務・システム刷新後の意識改革と新事務処理方式の定着

①刷新による新事務処理方式の完全実施と円滑化

②職員配置の見直し

(4) 経費の節減等の推進

サービスの水準を保ちつつ、適切な経費の運用と削減

①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施と調達結果の公表による透明性の確保

②消耗品の削減 (前年比 3%)、節電 (前年比 3%)

③外部倉庫移転によるコストの削減